

視聴覚教材の利用と 著作権

Question and answers for use of Audio-Visual materials

発行：北海道立生涯学習推進センター附属視聴覚センター

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 9階 011-231-4111 内線 36-333

編集：財団法人北海道生涯学習協会

2006年8月11日発行

近年、著作権に関する話題が盛んになっています。そこで、視聴覚教材の利用と現行の著作権法とのかかわりについて、基本的な部分をまとめました。

サークル、団体等で上映会を企画する際などにお役立てください。

Q 1 著作権って、つまり、何？

どんなモノにも「作者＝それを作り出した人」がいます。「知的な創作活動」により作品（小説や映画、写真、音楽、美術品など）を作り出した人は、その作品に関して、たくさんの排他的な権利を持ちます。その「権利の束」を著作権と呼びます。

つまり著作権とは、多大な労力や時間あるいはお金をかけた結果としてできあがった成果物（作品）に、作者の大きな権利を認めようという法律なのです。

作者は「著作者」とよばれます。小説家や音楽家など創作を職業とするプロでなくとも、誰でも作品を作れば著作者になり、作品に関する「著作権」を持つことができます。また、著作権は著作物が成立した時点で自動的に発生します。特に何の手続きをしていなくても、著作者の権利は保護されるのです。

Q 2 映像作品の著作権にはどのようなものがあるの？

映像作品は、それが映画でなくても「映画の著作物」と呼ばれます。映画の著作物にかかわる著作権は、大きく以下の3つに分けられ、著作者はその権利を独占的に持つこととなります。

- 1) 複製権～作品の複製（コピー）を作る権利
- 2) 上映権～作品を公に上映する権利
- 3) 頒布権～作品を売ったり譲ったり貸したりする権利

なかでも「頒布権」は映画の著作物だけに認められた特別の権利です。一般に販売されているビデオ（DVD）ソフトは、通常の場合、著作者が「販売専用」としています。従って、個人で正規に購入したビデオ（DVD）ソフトでも著作者に無断で友人などに貸した場合は、たとえそれが無料だとしても頒布権を侵害する著作権法違反になると、業界団体（日本映像ソフト協会など）は主張しています。

Q 3 映像作品の著作権は誰が持っているの？

小説などと異なり、映画はたくさんの人の共同作業によって作られます。ですから、著作権を持つ著作者も複数に及びます。具体的には、以下のようになります。

- 1) 映画製作者（映画会社・ビデオソフトメーカー）
- 2) 原作者（原作がある場合）
- 3) 脚本家（脚本がある場合）
- 4) 作詞家・作曲家（音楽が使われている場合）
- 5) 作品の中で使われているその他の著作物の著作者

「映画の著作物」を何かの形で利用する際には、原則的に上にあげたすべての著作者の許諾を得ることが必要になりますが、現実には、個人ですべての許諾を得るのは不可能でしょう。

Q 4 それなら、なぜ視聴覚センターでは「映画の著作物」を貸し出せるの？

著作権法第38条第5項により、一定の施設（視聴覚教育施設や公共図書館など）では、著作権者に相当の額の補償金を支払うことで無償貸出をすることが認められています。補償金は、すでに映画の著作物（ビデオソフトなどの映像作品）の購入金額に上乗せされている場合がほとんどであり、その額は教育教養作品が一般販売価格の100%、娯楽作品が30%とされています。

ですから、視聴覚センターが所蔵している「映画の著作物」＝視聴覚教材は、すべて無償貸出の許諾を得ていると見なすことができます。

Q 5 視聴覚センターから借りた教材で上映会をするのは、Q 2にある上映権の侵害にはならないの？

著作権法第38条第1項では、「営利を目的としない」、「聴衆又は観衆から料金を徴収しない」という条件を満たせば、法的には権利者の許諾を得なくても上映会を開催できることになっています。ですから、この非営利・無料の原則を守ることで、手続き上は上映会を実施することができます。

しかし、映像関連業界（日本映像ソフト協会・日本国際映画著作権協会・日本映画製作者連盟など）では、こういった「非営利・無料」の上映会を映像ビジネスの基本を脅かすものと考えており、著作権法の変更を要請している動きもあるので、そのことは認識しておいたほうが良いでしょう。

Q6 「非営利・無料」というのは、お客さんから入場料をとらなければ、それでいいの？ もともと儲けるつもりもないし・・・

「非営利・無料」とは、お金の移動がまったくない状態をさします。もし、何かのイベントなどで無料映画上映が集客効果を高めて、それが模擬店の収入アップにつながることで予想される場合は「営利目的」となります。また、映画会の入場料は無料でも、コーヒー代や資料代などの名目で入場料に相当する額を設定した場合も「料金」となるので注意しましょう。

映画会に関わる催しで講師を招聘し、その講師にギャランティを支払うというような場合も「非営利・無料」に当てはまらなくなる場合があります。

Q7 有料のイベントでビデオを上映するときはどうすればいいの？

そのような場合は業務用途と見なされるため視聴覚センターの教材は利用できません。街のレンタルビデオ店のビデオは個人利用に用途が限定されているため、更に使えません。

業務用途のレンタルソフトは、製作会社で直接「業務用レンタル」と銘打ったビデオソフトを貸し出す場合があります。割高にはなるようですが、すべての権利処理が済んでいるものです。問い合わせてみてはどうでしょう。

Q8 視聴覚センターではビデオテープをダビングしてくれないの？

通常のビデオソフトをダビングすることは、重大な著作権法違反となります。テレビ番組の録画のダビングは、テレビ局が持つ番組についての複製権の違反となります。個人的に録画したビデオ（運動会や結婚式、地域のイベントなど）でも、そこに既製の音楽が録音されていたりすると、そのダビングには原則として権利者である作詞家・作曲家の許諾が必要となるのです。ですから、公的施設で合法的にビデオテープをダビングすることは、全く不可能と言って良い

でしょう。

Q9 しっ、知らなかった！ 違反すると何か罰則があるの？

個人には「5年以下の懲役若しくは、500万以下の罰金、またはその両方」、法人には「最高1億5000万円の罰金」が科せられる場合があります。その上、刑事罰とは別に民事上の損害賠償を請求されることも考えられます。まさに踏んだり蹴ったりですね。

Q10 詳しいことはどこで教えてくれるの？

社団法人著作権情報センターで、電話による著作権相談を実施しています。著作権一般から著作物の利用まで、どなたからの相談にも無償で応じているので、ぜひご利用をおすすめします。

【連絡先】

著作権テレホンガイド（電話相談）

専用電話 03（5353）6922

毎週月～金曜日 午前10時～正午・午後1時～4時